

岩手県告示第760号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営夏川地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成24年11月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m ²	m ²
一関市花泉町涌津字向谷地	71番	田	田	1,034	346
一関市花泉町涌津字西風谷地	55番2	〃	〃	696	113
一関市花泉町油島字外別当	71番	〃	〃	1,030	320
〃	76番	〃	〃	1,190	67
〃	80番	〃	〃	870	288.04
一関市花泉町油島字大曲	2番	〃	〃	952	64
一関市花泉町油島字下築道	77番	〃	〃	1,051	138
一関市花泉町油島字表谷地	171番1	〃	〃	956	248
一関市花泉町油島字田郷多	59番	〃	〃	874	230
〃	64番1	〃	〃	963	482
一関市花泉町油島字白山	29番2	〃	〃	674	310